

日南町議会災害発生時対応要綱

(令和2年3月25日要綱第8号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、日南町内において地震等の大規模災害が発生したときに、日南町議会が日南町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）と連携を図り、日南町議会議員（以下「議員」という。）が町民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 日南町議会議長（以下「議長」という。）は、大規模災害が発生し、町対策本部が設置されたときは、日南町議会災害対策支援本部（以下「議会本部」という。）を設置することができる。

- 2 議会本部の本部長は、議長をもって充てる。
- 3 議長が不在の場合の代行順位は、次のとおりとする。

- (1) 副議長
- (2) 議会運営委員長

(議会本部の任務)

第3条 議会本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 町対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 各議員から災害情報を収集及び整理し、町対策本部に情報提供を行うこと。
- (4) 必要に応じて今後の議会対応について協議をすること。
- (5) その他議会本部が必要と認める事項

(議員の対応)

第4条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 議会本部から情報提供を受けること。
- (3) 自身の安全を最優先とした上で、被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて議会本部に報告すること。

(議会事務局の対応)

第5条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、町対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、議会本部へ情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、議会本部の事務に従事する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

災害発生時の議員行動マニュアル

1 目的

このマニュアルは、日南町議会災害発生時対応要綱（令和2年日南町要綱第8号。以下「要綱」という。）に定めた日南町議会議員（以下「議員」という。）の活動等について具体的な行動マニュアルを定め、大規模災害発生時の災害対応を行うものとする。

2 行動基準

(1) 災害発生時

- ① 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。
- ② 議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により各自で状況を判断し、行動する。

(2) 初動体制（災害の発生直後）

- ① 議員は、町内において地震等による大規模な被害が確認された場合は、電話その他の方法により、日南町議会災害対策支援本部（以下「議会本部」という。）に安否及び居所又は連絡場所を報告し、以後の連絡体制の確立と維持に努める。

(3) 応急体制（災害の発生後おおよそ1週間以内）

- ① 議員は、自身の安全を最優先とした上で、各地域における被災地及び避難所等において情報収集を行い、議会本部へ報告する。
- ② 議会本部は、各議員からの情報を集約し、日南町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）に必要な情報を提供する。
- ③ 議会本部は、町対策本部の情報収集に努める。
- ④ 上記情報について、議会本部で集約し、各議員へ提供する。

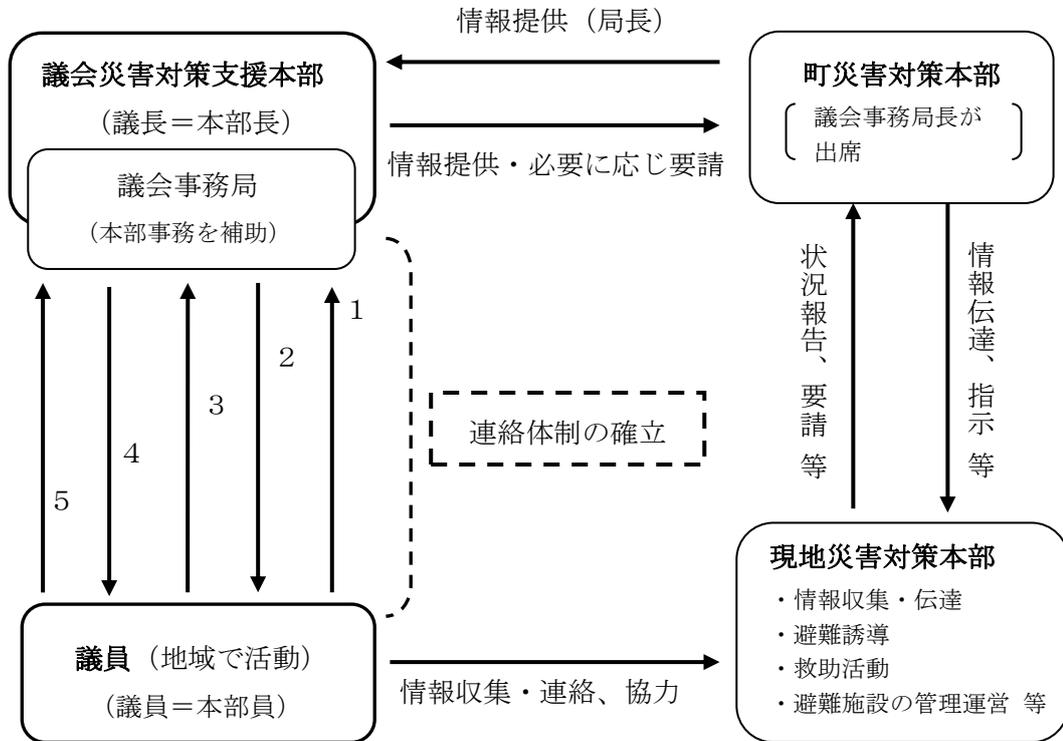
(4) 復旧体制（災害発生後おおよそ1週間以降）

- ① 議長は、必要に応じて全員協議会を招集し、各地域で活動している議員は可能な限り会議に参集する。
- ② 議会本部は、被害状況の実態を把握するとともに、必要に応じて今後の議会の対応について協議する。

3 行動時の留意事項

- (1) 災害情報の提供及び要望等は、原則、町対策本部へ直接行わず、議会本部を通じて行うこと。
- (2) このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は、議会本部で協議のうえ決定する。

日南町議会災害対策支援本部が設置された場合の対応【イメージ図】



- 1 安否情報を議会本部（事務局）へ連絡
- 2 議員（本部員）への災害情報の提供
- 3 必要に応じ議会本部（事務局）へ地域（被災地）情報及び要請事項等を報告
- 4 必要に応じ議員（本部員）へ議会本部への参集を指示
- 5 参集指示があった場合は、指示に応じて議会本部へ参集